

**(2) 40歳～74歳までの方の特定健診が始まります！**

これまで町が実施していた「基本健康診査・特定保健指導」は、4月から「特定健診」に変わります。この健診は、各医療保険者が実施し、生ります。

○ただし、難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれます。

\*1 保険医療機関の施設基準等により420円となる場合があります。

\*2 過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合、負担額は160円となります。

区分	変更前 (食費のみ)	変更後
① 一般（下記以外の方）	1食につき260円	（食費）1食につき460円※1 (居住費) 1日につき320円
② 町民税非課税世帯に属する方等	1食につき210円※2	（食費）1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方等（④以外の方）	1食につき100円	（食費）1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方		（食費）1食につき100円 (居住費) 自己負担はありません。

**(3) 国民健康保険税の納付方法が変わります！**

○賦課方式の変更  
現在、国民健康保険税は、医療分（全被保険者対象）と介護分（40歳以

特定期間の診査項目	
必須項目	習慣病、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診となります。健診結果により、生活习惯の改善が必要な方は保健指導を受けることになります。町が実施する特定健診の対象者は40歳以上74歳までの寄居町国民健康保険加入者です。
・問診（服薬、既往歴、喫煙歴等）	
・身体測定（身長、体重、B.M.I、腹囲）	
・理学的検査（身体診察）	
・血液検査（脂質、肝機能、血糖）	
・尿検査（尿糖、尿蛋白）	
・医師が必要と認めた場合	
・貧血検査、心電図検査、眼底検査	

【特別徴収による納期】	
納付月	納期
4月	1期
5月	
6月	2期
7月	
8月	3期
9月	
10月	4期
11月	
12月	5期
1月	
2月	6期
3月	

【変更後の納期】		
納付月	納期	区分
4月		仮算定は廃止
5月		
6月		
7月	1期	本算定のみ
8月	2期	
9月	3期	
10月	4期	
11月	5期	
12月	6期	
1月	7期	
2月	8期	
3月		

【従来の納期】		
納付月	納期	区分
4月	1期	仮算定
5月	2期	
6月	3期	
7月	4期	
8月	5期	
9月	6期	
10月	7期	
11月	8期	
12月	9期	
1月	10期	
2月	11期	
3月	12期	

# 4月から 国民健康保険制度が大きく変わります！

急速な少子高齢化の進展の中、国民健康保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、4月から制度が見直されることになりました。ここでは、主なポイントをご紹介します。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

なお、この制度改正に伴い、次のとおり、該当となる方には新しい被保険者証（保険証）や高齢受給者証が送付されます。届きましたら記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）、国民健康保険税については税務課（☎581・2121内線156）へ。

## ① 国保の制度が一部改正になります！

○自己負担割合が軽減される子どもの対象年齢が拡大

が、4月からは「義務教育就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に拡大されます。

○乳幼児の医療費を「2割負担」に軽減する対象年齢が「3歳未満」でした

が、4月からは「義務教育就学前（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に拡大されます。  
○退職者医療制度の対象年齢の変更  
会社などを退職して国保に加入し、年金（厚生年金など）を受けられる方とその家族（被扶養者）は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。その対象年齢が、75歳未満から65歳未満に変更になります。65歳に到達すると、一般被保険者となります。



※現在退職者医療制度に該当し、平成20年4月1日時点でおよびその被扶養者の方には、一般被保険者の被保険者証を送付します（ただし後期高齢者医療制度に該当する方は除きます）。

○70歳～74歳までの方の自己負担割合の引き上げ  
70歳～74歳の方の医療機関での窓口負担が、4月より、「1割負担」から「2割負担」に引き上げられる予定でした。しかし、引き上げの実施が1年間隔されました。月31日までの1年間は、負担割合が「1割」に据え置かれていましたが、現在、高齢受給者証の交付を受けている「1割負担」の方には、新しい受給者証を送付します。

## ○70歳～74歳までの方の自己負担割合の引き上げ

70歳～74歳の方の医療機関での窓口負担が、4月より、「1割負担」から「2割負担」に引き上げられる予定でした。しかし、引き上げの実施が1年間隔されました。月31日までの1年間は、負担割合が「1割」に据え置かれていましたが、現在、高齢受給者証の交付を受けている「1割負担」の方には、新しい受給者証を送付します。



## ○65歳～70歳までの方の入院時の食費・居住費の見直し

現在、70歳以上と老人保健で医療を受ける方が療養病床に入院する場合、食費・居住費の一部を自己負担することになっています。4月からは65歳以上の人のが負担の対象となります。負担額は次の表のとおりです。

平成21年4月から  
**自己負担割合 2割**

平成20年4月～平成21年3月  
**自己負担割合 1割に据え置き**

平成20年3月まで  
**自己負担割合 1割**

※既に3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定以上の障害認定を受けた方は、除きます。

○普通徴収納期の変更  
これまで4月（仮算定）と8月（本算定）の年2回納税通知書を送付し、